

岡山市子どもの貧困対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、岡山市子どもの貧困対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、岡山っ子育成局を担当する副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム及びチームリーダー)

第5条 本部にプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）及びチームリーダー（以下「リーダー」という。）を置く。

- 2 リーダーは、チーム構成員の中から岡山っ子育成局長が指名する者をもって充てる。
- 3 チームの構成員は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 リーダーは、必要があると認めるときは、チームの構成員を招集しチーム会議を開催することができる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、岡山っ子育成局こども福祉課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

市民協働局長 保健福祉局長 保健福祉局副局長 岡山っ子育成局長 保育・幼児教育担当局長 産業政策担当局長 教育長
--

別表 2（第 5 条関係）

市民協働局統括審議監 市民活動支援担当課長 保健福祉局統括審議監（企画調整担当） 福祉援護課長 生活保護・自立支援課長 医療助成課長 障害福祉課長 保健管理 課長 こども企画総務課長 地域子育て支援課長 こども福祉課長 保育・幼児教育 課長 就園管理課長 こども総合相談所長 発達障害者支援センター所長 産業観光 局審議監（商工観光担当） 産業振興・雇用推進課長 教育委員会事務局審議監（学校教育 担当） 就学課長 教育支援担当課長 保健体育課長
--